

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の皆様へ (届出記載要領及び留意事項)

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に参考にしていただきますようお願いいたします。

### ○事業計画変更届出書

#### ・事業用自動車の種別ごとの数

前回の届出書を確認する等、間違いがないようお願いします。

減車される際は、当該営業所における最低車両数を下回らないようご注意ください。(※福祉限定のぞく)

#### ・増車・(減車) 予定日

事前の届出になりますので、原則変更実施予定日の7日前までに届出をしていただきますようお願いいたします。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

#### ・特種車両の内訳

車両の構造・設備により下記のとおり分類してください。

寝台…寝台のみ積載可能 車椅子…車椅子のみ積載可能

寝台兼用…車椅子、寝台どちらも積載可能

#### ・車庫の必要面積

増車後必要となる面積は変更後の車両数に応じた面積、収容能力(車庫面積)は現在認可されている車庫の収容能力の面積となります。

所属営業所の車庫が複数ある場合は全ての車庫の合計を認可収容能力に記載してください。

### ○事業用自動車等連絡書

・車台番号、自動車登録番号の間違いがないようお願いします。

・不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。

・有効期限が発行日から1ヶ月になりますのでご注意ください。

#### <留意事項>

・事業計画変更届出書の控えが必要な場合は2部用意してください。

・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。

・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。

・ユニバーサルデザインタクシーを登録する場合は「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書」を添付してください。

#### 問い合わせ先

北陸信越運輸局

新潟運輸支局 輸送・監査部門(乗用担当)

TEL: 025-285-3124 FAX: 025-285-0473



新潟運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法に基づく本届出にかかる自動車については、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に基づく平成17年国土交通大臣告示第503号に定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全て加入いたします。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和4年4月1日

届出日と同日またはそれ以前の日付を記載

任 所 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号  
名 称 国土太郎運輸 株式会社  
代表者名 代表取締役 国土 太郎